

令和元年 1 2 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(1 2 月 1 6 日追加提出分)

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第108号	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	1
議案第109号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例	2
議案第110号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	3

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条 略</p>

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略 (市長等の給与) 第2条～第4条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略 第6条～第8条 略</p>	<p>第1条 略 (市長等の給与) 第2条～第4条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略 第6条～第8条 略</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第7条の2 略 (扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある<u>すべて</u>の職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次<u> </u>に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が<u>ない場合にあつては、そのうち1人については11,000円</u>)とする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>一</u>に該当する <u> </u> 事実が生じた場合においては、その職員は、直</p>	<p>第1条～第7条の2 略 (扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある<u>全て</u>の職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、<u>次の各号</u>に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u> </u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円(職員に同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)がない場合には、10,500円)、扶養親族たる子については1人につき8,500円(職員に配偶者が<u>ない場合には、そのうち1人については10,000円</u>)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合には、そのうち1人については9,000円)とする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに掲げる</u> 事実が生じた場合においては、その職員は、直</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(前条第2項第2号又は第4号 _____ に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>(3) 扶養親族たる子、父母等 _____ がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号 _____ に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族たる子、父母等 _____ がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において</u> _____ はその事実が生じた日の属する月から開始し、扶養手</p>	<p>ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる 事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者がある職員が扶養親族たる子のない職員となつた場合(前号に該当する場合及び扶養親族たる子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(第2号に該当する場合を除く。)</p> <p>(5) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月から開始し、扶養手</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>すべて</u>が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて<u>終る</u>。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つ</u></p>	<p>当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>全て</u>が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて<u>終わる</u>。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給額の改定、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定</u></p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p><u>た場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>	<p><u>並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員が扶養親族たる子のない職員となつた場合(扶養親族たる子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</u>における当該扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給額の改定、<u>扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものう</u></p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第9条の2 略 (住居手当)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 自らの所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員には、月額<u>2,100円</u>を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項又は第2項に掲げる _____ 職員のうち前項に掲げる _____ 職員でもあるものについては、第1項又は第2項の規定による額及び前項の規定による額の合計額を住居手当として支給する。</p> <p>5 略</p> <p>第10条～第17条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p><u>ち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u></p> <p>第9条の2 略 (住居手当)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 自らの所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員には、月額<u>1,100円</u>を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により住居手当を支給される職員のうち前項の規定により住居手当を支給される職員でもあるものについては、第1項又は第2項の規定による額及び前項の規定による額の合計額を住居手当として支給する。</p> <p>5 略</p> <p>第10条～第17条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第18条～第27条 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第18条～第27条 略</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案										
別表第1(第3条、第3条の2、第4条関係)										別表第1(第3条、第3条の2、第4条関係)										
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,900	196,400	232,900	266,300	292,500	323,200	367,500	413,200		1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200	
	2	147,000	198,300	234,500	268,200	294,800	325,400	370,100	415,700		2	148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700	
	3	148,200	200,100	236,000	270,100	297,100	327,800	372,500	418,200		3	150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200	
	4	149,400	201,900	237,700	272,200	299,200	330,000	375,200	420,600		4	151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600	
	5	150,500	203,400	239,100	273,900	301,100	332,200	377,100	422,500		5	152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500	
	6	151,600	205,200	240,800	275,800	303,500	334,200	379,600	424,900		6	153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900	
	7	152,700	207,100	242,300	277,700	305,800	336,500	381,900	427,000		7	154,600	208,500	243,700	278,600	306,000	336,500	381,900	427,000	
	8	153,800	208,900	243,900	279,900	308,000	338,700	384,500	429,200		8	155,700	210,300	245,300	280,700	308,000	338,700	384,500	429,200	
	9	154,900	210,500	245,100	281,900	309,900	340,600	386,900	431,300		9	156,700	211,900	246,400	282,700	309,900	340,600	386,900	431,300	
	10	156,300	212,300	246,700	283,900	312,300	342,900	389,600	433,400		10	158,100	213,700	248,000	284,700	312,300	342,900	389,600	433,400	
	11	157,700	214,200	248,300	286,100	314,500	344,900	392,300	435,500		11	159,500	215,600	249,600	286,700	314,500	344,900	392,300	435,500	
	12	159,000	216,000	249,700	288,100	316,800	347,100	395,000	437,600		12	160,800	217,400	250,900	288,600	316,800	347,100	395,000	437,600	
	13	160,300	217,400	251,200	290,100	319,000	348,900	397,400	439,400		13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400	
	14	161,800	219,200	252,700	292,200	321,100	351,000	399,800	441,200		14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000	399,800	441,200	
	15	163,300	220,900	254,100	294,300	323,300	353,000	402,000	443,200		15	165,000	222,300	255,200	294,500	323,300	353,000	402,000	443,200	
	16	164,900	222,800	255,500	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200		16	166,600	224,200	256,600	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200	
	17	166,300	224,500	257,000	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200		17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200	
	18	167,800	226,200	258,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000		18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000	
	19	169,300	227,800	260,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800		19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800	
	20	170,800	229,400	262,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500		20	172,400	230,800	263,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500	
	21	172,200	230,900	263,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300		21	173,700	232,300	264,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300	
	22	175,000	232,600	265,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900		22	176,500	234,000	266,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900	
	23	177,600	234,200	267,300	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300		23	179,100	235,600	268,200	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300	

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案									
24	180,200	235,800	269,000	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800		24	181,700	237,200	269,800	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800	
25	183,000	236,900	271,000	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200		25	184,400	238,200	271,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200	
26	184,700	238,500	272,900	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500		26	186,100	239,800	273,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500	
27	186,300	239,900	274,700	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800		27	187,700	241,200	275,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800	
28	188,000	241,200	276,500	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100		28	189,400	242,400	277,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100	
29	189,600	242,500	278,300	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100		29	191,000	243,600	278,800	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100	
30	191,300	243,700	280,200	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800		30	192,700	244,800	280,500	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800	
31	193,100	244,700	282,100	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600		31	194,500	245,800	282,300	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600	
32	194,800	246,000	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300		32	196,200	247,100	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300	
33	196,400	247,300	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000		33	197,800	248,400	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000	
34	197,900	248,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800		34	199,300	249,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800	
35	199,400	249,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500		35	200,800	250,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500	
36	200,900	250,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100		36	202,300	251,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100	
37	202,200	251,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600		37	203,600	252,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600	
38	203,500	253,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300		38	204,900	254,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300	
39	204,700	254,700	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900		39	206,100	255,500	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900	
40	206,100	256,100	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500		40	207,500	256,800	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500	
41	207,400	257,500	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000		41	208,800	258,200	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000	
42	208,700	258,900	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500		42	210,100	259,600	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500	
43	210,000	260,300	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900		43	211,400	260,800	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900	
44	211,300	261,600	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200		44	212,700	262,000	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200	
45	212,400	262,900	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500		45	213,800	263,300	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500	
46	213,800	264,200	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500	475,000		46	215,200	264,500	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500	475,000	
47	215,100	265,600	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900	475,400		47	216,500	265,800	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900	475,400	
48	216,400	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600	475,700		48	217,800	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600	475,700	
49	217,500	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100	476,000		49	218,900	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100	476,000	
50	218,600	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500	476,500		50	220,000	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500	476,500	
51	219,600	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900	476,900		51	221,000	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900	476,900	

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案									
再任用職員以外の職員	52	220,700	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400	477,200	52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400	477,200	
	53	221,900	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800	477,500	53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800	477,500	
	54	222,900	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200	478,000	54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200	478,000	
	55	223,800	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600	478,400	55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600	478,400	
	56	224,800	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900	478,700	56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900	478,700	
	57	225,200	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200	479,000	57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200	479,000	
	58	226,100	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600	479,500	58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600	479,500	
	59	226,900	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900	479,900	59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900	479,900	
	60	227,700	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200	480,200	60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200	480,200	
	61	228,400	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500	480,500	61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500	480,500	
	62	229,400	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	450,900	481,000	62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	450,900	481,000	
	63	230,300	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	451,200	481,400	63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	451,200	481,400	
	64	231,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	451,500	481,700	64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	451,500	481,700	
	65	231,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	451,800	482,000	65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	451,800	482,000	
	66	232,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	452,200		66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	452,200		
	67	233,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	452,500		67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	452,500		
	68	234,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	452,800		68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	452,800		
	69	235,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	453,100		69	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	453,100		
	70	236,000	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	453,500		70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	453,500		
	71	236,600	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	453,800		71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	453,800		
72	237,400	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	454,100		72	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	454,100			
73	238,300	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	454,400		73	239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	454,400			
74	239,000	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	454,800		74	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	454,800			
75	239,700	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	455,100		75	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	455,100			
76	240,300	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	455,400		76	240,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	455,400			
77	241,000	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	455,700		77	241,400	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	455,700			
78	241,800	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600			78	242,100	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600				
79	242,600	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900			79	242,800	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900				

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案									
80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100				80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100			
81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300				81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300			
82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600				82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600			
83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000				83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000			
84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200				84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200			
85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400				85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400			
86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200	415,700				86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200	415,700			
87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500	416,000				87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500	416,000			
88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700	416,200				88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700	416,200			
89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900	416,400				89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900	416,400			
90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200	416,700				90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200	416,700			
91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500	417,000				91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500	417,000			
92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700	417,200				92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700	417,200			
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900	417,400				93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900	417,400			
94		298,600	346,900	386,300	398,200	417,700				94		298,600	346,900	386,300	398,200	417,700			
95		298,900	347,400	386,700	398,500	418,000				95		298,900	347,400	386,700	398,500	418,000			
96		299,300	347,800	387,100	398,700	418,200				96		299,300	347,800	387,100	398,700	418,200			
97		299,500	348,000	387,400	398,900	418,400				97		299,500	348,000	387,400	398,900	418,400			
98		299,800	348,400	387,900	399,200	418,700				98		299,800	348,400	387,900	399,200	418,700			
99		300,200	348,800	388,300	399,500	419,000				99		300,200	348,800	388,300	399,500	419,000			
100		300,600	349,100	388,700	399,700	419,200				100		300,600	349,100	388,700	399,700	419,200			
101		300,800	349,400	389,000	399,900	419,400				101		300,800	349,400	389,000	399,900	419,400			
102		301,100	349,800	389,500	400,200	419,700				102		301,100	349,800	389,500	400,200	419,700			
103		301,500	350,200	389,900	400,500	420,000				103		301,500	350,200	389,900	400,500	420,000			
104		301,800	350,700	390,300	400,700	420,200				104		301,800	350,700	390,300	400,700	420,200			
105		302,000	351,200	390,600	400,900	420,400				105		302,000	351,200	390,600	400,900	420,400			
106		302,400	351,600	391,100	401,200					106		302,400	351,600	391,100	401,200				
107		302,800	352,000	391,500	401,500					107		302,800	352,000	391,500	401,500				

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案									
	108		303,100	352,400	391,900	401,700					108		303,100	352,400	391,900	401,700			
	109		303,300	352,900	392,200	401,900					109		303,300	352,900	392,200	401,900			
	110		303,700	353,300	392,700	402,200					110		303,700	353,300	392,700	402,200			
	111		304,100	353,600	393,100	402,500					111		304,100	353,600	393,100	402,500			
	112		304,400	353,900	393,500	402,700					112		304,400	353,900	393,500	402,700			
	113		304,600	354,400	393,800	402,900					113		304,600	354,400	393,800	402,900			
	114		304,800		394,300	403,200					114		304,800		394,300	403,200			
	115		305,100		394,700	403,500					115		305,100		394,700	403,500			
	116		305,500		395,100	403,700					116		305,500		395,100	403,700			
	117		305,700		395,400	403,900					117		305,700		395,400	403,900			
	118		305,900		395,900						118		305,900		395,900				
	119		306,200		396,300						119		306,200		396,300				
	120		306,500		396,700						120		306,500		396,700				
	121		306,900		397,000						121		306,900		397,000				
	122		307,100		397,500						122		307,100		397,500				
	123		307,400		397,900						123		307,400		397,900				
	124		307,700		398,300						124		307,700		398,300				
	125		308,000		398,600						125		308,000		398,600				
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800	再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

別表第2 略

別表第2 略

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条の2 略 (住居手当)</p> <p>第9条の3 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員には、月額27,000円を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。</p> <p>2 自らの所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員には、月額1,100円を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により住居手当を支給される職員のうち前項の規定により住居手当を支給される職員でもあるものについては、第1項又は第2項の規定による額及び前項の規定による額の合計額を住居手当として支給する。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。</p> <p>第10条～第27条 略</p>	<p>第1条～第9条の2 略 (住居手当)</p> <p>第9条の3 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員には、月額27,000円を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項_____の規定により住居手当を支給される職員のうち前項の規定により住居手当を支給される職員でもあるものについては、第1項_____の規定による額及び前項の規定による額の合計額を住居手当として支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。</p> <p>第10条～第27条 略</p>